

を無視するならば一定期間における国民の純生産物の合計である国民所得(Y)は、この期間に消費される部分(C)と次期以降に繰越される部分(I)とからなる。

$$Y = C + I \quad (1)$$

他方、国民所得(Y)の処分としては、当期に消費されるか(C)、貯蓄されるか(S)のいずれかであるから

$$Y = C + S \quad (2)$$

(1)、(2)式から、当然に、

$$I = S \quad (3)$$

これは、ケインズの「一般理論」における恒等式をあらわしていることはいうまでもない。経済循環はここで3つの経済活動の基本的概念によつて、(1)生産活動、(2)処分(消費)活動、(3)資本形成(投資)活動に整理できる。この関係は、3つの勘定形式に整理しても同じことである。すなわち、

生産勘定		処分勘定		資本形成勘定	
国民所得(Y)	消費(C)	消費(C)	国民所得(Y)	資本形成(I)	貯蓄(S)
	資本形成(I)	貯蓄(S)			

ついで、上述の各部門に対して、それぞれこれら3種類の勘定を設けることが、原理的には理解できるであろう。こうすると、合計9個の勘定が設けられることとなる。しかし実際の勘定体系では、表示をかたんにするためと、より重要な経済の流れに力点を置くこと、ならびに基礎資料の制約からも、かなりの変更が加えられることとなる。同時に、先に無視した政府および海外の取引が当然に各勘定に入ってくることになる。

3. 取引の形態

取引主体の行動に着目して経済部門の分割をおこない、主要な経済活動の識別をおこなうことによつていちおう、国民所得勘定の骨格をうかがい知ることができたのであるが、経済活動が表現される場所の各種の取引について若干の考察をしておくことが国民所得勘定の理解のために有効であろう。

ここでは、取引というものを、その対象の相違に着目して、区別しようとする

ものである。

取引には、まず、取引主体間における財貨・サービスに関する取引があり、これは「実物対象」に関する取引といわれる。国民所得勘定における主たる関心はこれである。これに對置されるものは、債権・債務の発生消滅ないし移転をその内容とする、「金融対象」に関する取引である。一般に、「実物対象」に関する取引においても、取引主体間における給付と反対給付の等価関係において取引が成立するから、実物対象の流れと反対の方向に、「金融対象」の流れが生ずるのが普通である。

しかし、「贈与」や「移転(トランスファー)」とよばれる取引は、取引主体間において、反対給付を伴わない、一方的な「金融対象」ないし「実物対象」の流れである。このように、反対給付の有無によつても取引の区別をすることができる。国民所得勘定には、この両者の取引があらわれる。

さて、国民所得勘定における主たる関心のある取引は、「実物対象」に関する取引にはちがいないが、「資本形成勘定」は、「実物対象」の取引と「金融対象」の取引が結びつく場であることを示している。すなわち、例えば後述の勘定体系(案)においてみるように「外国に対する債権の純増」——現行の勘定では「国際収支差」とよんでいる——が、国民所得勘定における唯一の「金融対象」に関する取引である。

個々の企業について、「資本形成勘定」を考えるならば、当然、債権・債務の関係が生ずるが、いったん国民経済全体として「資本形成勘定」が統合されるならば、国内における債権・債務は相殺されて、消滅し、外国との債権・債務関係のみが残って、国民所得勘定にあらわれることとなる。

しかし、部門別の「資本形成勘定」がつくられるならば、部門間の「金融対象」に関する取引が、重要な役割を帯びて登場してくることになる。

4. 取引記録の基準

経済活動の表現としての取引は、例えば財貨の販売・購入についてみても、その売買契約が行なわれる時点、実際に財貨が引渡される時点、あるいは、反対給付が支払われる時点など、いろいろの時点において記録を行なうことが考

えられる。これらの時点は、国民所得勘定が対象とする一定期間内において完結する場合もあるが、(この場合は、記録時点に多少の遅れがあっても、同一期間内の流れとして記録されるから問題はない。)、必ずしも、同一期間内に完結せずに、いくつかの期間にまたがる場合がある。

したがって、取引を記録する時点を定めておかないと一定期間における経済的流れの量が相違してしまう。

通常、国民所得勘定においては、「発生主義」という方法が採用されている。これは、取引主体が、取引契約を行なう時点をもって取引記録の時点とするものである。これに対して反対給付の支払時点をもって、取引記録の時点とする方法を「現金主義」とよんでいる。

しかし、国民所得勘定を作成する場合の基礎資料は、多くの場合、「発生主義」ではなく、「現金主義」がとられている。このため、経済的流れの計測については、それが「発生主義」となるよう調整することが必要となる。しかし「財政収支」の統計におけるように「現金主義」による計数のみが、利用可能であって、それを「発生主義」に調整することの困難なものがある。このような場合には、一般に「現金主義」による流れをもって「発生主義」に対する接近とみなすこともやむをえない措置とされる。

5. 国民所得勘定の構成

すでに経済活動について三つの基本的概念を中心として、生産、処分、および資本形成の各勘定を設置できることは述べた(「2 経済活動の識別」参照)。すなわち、

「生産勘定」は、取引主体の生産活動に関連した収入と支出を示すものである。その貸方には、この部門で発生した売上収入と補助金ならびに、在庫の純増が含まれる。これに対して、借方には、他部門から生産活動のために購入した財貨と非要素サービス、間接税、固定資本減耗引当など、生産費が示される。こうすると、借方で残る項目は、この部門で発生した「要素費用(所得)」に等しくなる。これは、生産活動によって、この部門がえた稼得分の総計をあらわすものである。

「処分勘定」は取引主体の所得の処分活動に関連した収支を示すものである。貸方には、生産活動への参加によってえた所得(生産勘定から)と、投資所得、および海外と他部門からの「経常的移転(トランスファー)」が示される。借方には、消費支出、税、および海外と他部門への経常的移転のような経常支出と、貯蓄が示される。

「資本形成勘定」は、資本形成のための資金源泉と使途を示すものである。貸方には、処分勘定から振替えられた貯蓄のほかに、資本減耗引当(生産勘定から)および、海外と他部門からの資金的移転と借入(債務の増加)が示される。借方には、この部門の資本形成と、他部門への資金的移転ならびに、貸付(債権の増加)が示される。

ここでは、最後の勘定をかりに「資本形成勘定」とよんでおいたが、国連標準方式では「資本調整勘定」、OECD方式では「資本取引勘定」とよんでいるものである。部門別の資本形成ではなくて、国民経済全体の資本形成を示す勘定は、「総貯蓄・投資勘定」または、「統合資本形成勘定」とよばれ、この場合には、借入と貸付は、対外国の部分のみが勘定にあらわれることは前に述べたとおりである。

また、移転取引については、同一部門の移転は相殺されて、いっさい勘定にあらわれず、他部門との移転のみが勘定にあらわれる。

移転を「経常的移転」と「資金的移転」に区分して表示することは、経済分析上、有意義ではあるが、これらの概念の区分は、比較的最近のことに属しており、また、このような概念を認めるとしても、基礎資料の制約から、統計操作が不可能な場合が多く、ECAFE方式や、わが国の場合には、この概念区分を採用せずに、移転は、一括、「経常的移転」としてとり扱われている。

現実の国民所得勘定は、種々の観点から、原理的な勘定体系をかなり変更したものとなることは前述のとおりである。わが国の場合にも同様であって、その詳細は、現行の国民所得勘定にみられるとおりである。その内容については後に述べることとする。

ここでは、参考として、国民経済計算審議会が、採用しようとしている勘定

体系(案)を掲げて読者の参考に供することとする。

その勘定体系は6個の主要勘定と、付属表からなるものであるが、ここでは主要勘定だけを紹介する。

第1勘定は「国民総生産と総支出勘定」である。これは、本質的には、国民経済の統合生産勘定であって、「国民」概念が採用されている。

しかしながら、通常の生産勘定との相違点は、「補助金」の項目が貸方(受取)から借方(支払)へ移されて控除項目とされ、また逆に、海外からの財貨・サービスの購入である「輸入と海外への所得」が、借方から貸方へ移されて控除項目とされる2点である。

勘定の貸方は、まず国民経済の消費支出を示しており、これは「個人消費支出」すなわち、家計と民間非営利団体の消費と、政府の消費支出である「政府の財貨・サービス経常購入」に分けられている。

つぎに、国内総資本形成が示される。この構成項目は勘定には示されないが、固定資本形成と在庫の純増である。

「輸出」は、国民経済の観点からは、最終生産物の需要となる。「海外からの所得」をあわせて計上されているが、これは外国に対して提供された要素サービスに対する対価であり、次の項目における「海外への所得」は、逆の意味をもっている。これらの要素サービスに対する所得の受払が、計上されるのは、この勘定が、「国民」概念によっているからである。

さて、消費、資本形成および輸出の合計は国民経済の活動によって生産され、需要された最終生産物の総額を示すもの(総需要)であるが、しかし、この中には、輸入生産物が含まれている。この総需要から、この輸入部分を控除することによって、まさに、「国民総生産」に等しい集計値がえられるが、これは、各部門による支出の市場価格による総計であって、「市場価格表示の国民総支出」とよばれる。

勘定の借方は、国民経済の生産活動における付加価値の総計を、市場価格によって評価したものである。このため、「要素費用表示の国民所得」に、評価上の調整項目として、「間接税」が加算され、「補助金」が控除される。なお、

「資本減耗引当」は、「総」生産の概念によって表示されるための調整項目である。これらの項目の合計が、「市場価格表示の国民総生産」となっている。

第2勘定は、「国民所得分配勘定」であって、つづく二つの処分勘定との統合によって、統合処分勘定を導くことができる。第1勘定の借方にある「国民所得(要素費用表示の国民純生産)」が、本勘定の貸方に移されるとともに、借方には、生産面において生ずる付加価値と海外からの純要素所得の総額の再分配、すなわち最終受取者別の所得項目が示される。

「雇用人所得」、「個人業主所得」、「個人の財産所得」および「法人企業から個人への移転」の四項目は、家計および民間非営利団体が受取る所得である。

「法人留保」は、民間法人企業の未分配利潤を示す。「法人税」は、民間法人企業の剰余から政府へ支払われる税および税外負担である。

「政府の事業および財産所得」は、政府企業の剰余および政府所有の財産から生ずる要素所得である。

控除項目として「公債利子」と「消費者負債利子」が示されるのは、これらが生産活動によって生ずる付加価値とはみなされないにもかかわらず、上記各項目の総額に含まれているためであって、最終に一括控除することによって、要素費用表示の「国民所得」に到達する。

第3勘定は、「個人勘定」である。貸方には、家計および民間非営利団体が受取るすべての要素所得と他部門からの移転の合計が示されて、「個人所得」を形成する。借方は、個人所得の処分形態を示すものであって、消費支出と、税および他部門への移転の支払が計上され、個人所得とのバランス項目は「個人貯蓄」となる。

第4勘定は、「政府勘定」である。貸方は、各種の税および税外負担のほか、他部門からの移転の受取、ならびに、政府部門に帰属する要素所得(政府の事業および財産所得)が合計されて、「経常収入」を形成する。

借方は、この「経常収入の処分」を示すものであって、消費支出と、他部門への移転が示され、経常収入とのバランス項目は、「政府経常余剰」となる。

第5勘定は、「資本形成勘定」であって、各部門の資本形成勘定の統合を示

す。この勘定は「総」概念で示されている。

貸方は、各部門における貯蓄が集められて総貯蓄（源泉）となり、借方は、「国内総資本形成」と「外国に対する債権の純増」が、示されて、国民の総資本形成（使途）をあらわす。

第6勘定は「海外勘定」である。これは各部門における対外取引、すなわち、居住者と非居住者間のすべての取引を統合したものである。すなわち、第1から第5までの勘定を統合することによって、この勘定が引出される。

貸方には、財貨・サービスの輸入と、要素所得、および移転の支払が示される。借方には、財貨・サービスの輸出と、要素所得と移転の受取が示される。この勘定は、外国の側からみる勘定構成となるため、貸方・借方は第1から第5までの勘定とは反対である。したがって、収支のバランス題目は、貸方に、「海外に対する債権の純増」として示される。

以上において、概観したように、この勘定体系は、第一に、明確に「国民」概念を採用している。

第二に、すべての勘定項目は、必ず、他勘定において対応項目をもっている。このようにすべての勘定項目が対応項目をもち、相互に斉合性（Consistency）を保っている勘定体系を、完全接合方式（Fully articulated system）の勘定体系とよぶ。わが国の勘定体系は、現在のところまだ、完全接合方式とはなっていない。

（参考） 国民経済計算審議会の国民所得勘定体系（案）

1 国民総生産と総支出勘定

借 方	貸 方
1.1 国民所得（要素費用表示の国民純生産）（2.10）	1.5 個人消費支出（3.1）
1.2 資本減耗引当（5.3）	1.6 政府の財貨サービス経常購入（4.1）
1.3 間接税（4.8）	1.7 国内総資本形成（5.1）
1.4 （控除）補助金一（4.2）	1.8 輸出と海外からの所得（6.1）
	1.9 （控除）輸入と海外への所得一（6.4）
市場価格表示の国民総生産	市場価格表示の国民総支出

2. 国民所得分配勘定

借 方	貸 方
2.1 雇用人所得（3.7）	2.10 国民所得（1.1）
2.2 個人業主所得（3.8）	
2.3 個人の財産所得（3.9）	
2.4 法人企業から個人への移転（3.10）	
2.5 法人留保（5.4）	
2.6 法人税および税外負担（4.7）	
2.7 政府の事業および財産所得（4.12）	
2.8 （控除）公債利子（4.13）	
2.9 （控除）消費者負債利子（3.11）	
国民所得	国民所得
法人所得	

3. 個人勘定

借 方	貸 方
3.1 個人消費支出（1.5）	3.7 雇用人所得（2.1）
3.2 個人税および税外負担（4.6）	3.8 個人業主所得（2.2）
3.3 社会保険にたいする負担（4.9）	3.9 個人の財産所得（2.3）
3.4 政府へのその他の移転（4.10）	3.10 法人企業から個人への移転（2.4）
3.5 海外への移転（6.5）	3.11 （控除）消費者負債利子（2.9）
3.6 個人貯蓄（5.5）	3.12 政府からの移転（4.3）
	3.13 海外からの移転（6.2）
個人所得の処分	個人所得

4. 政府勘定

借 方	貸 方
4.1 財貨サービス経常購入 (1.6)	4.6 個人税および税外負担 (3.2)
4.2 補助金 (1.4)	4.7 法人税および税外負担 (2.6)
4.3 個人への移転 (3.12)	4.8 間接税 (1.3)
4.4 海外への移転 (6.6)	4.9 社会保険にたいする負担 (3.3)
4.5 政府経常余剰 (5.6)	4.10 個人からのその他の移転 (3.4)
	4.11 海外からの移転 (6.3)
	4.12 政府の事業および財産所得 (2.7)
	4.13 (控除)公債利子 (2.8)
経常支出	経常収入

5. 資本形成勘定

借 方	貸 方
5.1 国内総資本形成 (1.7)	5.3 資本減耗引当 (1.2)
5.2 海外にたいする債権の純増 (6.7)	5.4 法人留保 (2.5)
	5.5 個人貯蓄 (3.6)
	5.6 政府経常余剰 (4.5)
総資本形成	総貯蓄

6. 海外勘定

借 方	貸 方
6.1 輸出と海外からの所得 (1.8)	6.4 輸入と海外への所得 (1.9)
6.2 海外から個人への移転 (3.13)	6.5 個人から海外への移転 (3.5)
6.3 海外から政府への移転 (4.11)	6.6 政府から海外への移転 (4.4)
	6.7 海外にたいする債権の純増 (5.2)
合 計	合 計

Ⅳ わが国の国民所得勘定

1. 現行勘定体系の概要

わが国の現行国民所得勘定の基本的体系は、つぎに示されるように、国民経済全体について総合した総括勘定および各経済部門別に設定された4つの個別勘定ならびに国民所得の循環の3面(生産、分配、支出)を示す3つの付表からなっている。

国民所得勘定	総括勘定	国民総生産と総支出……………	第1表	
		個別勘定	(1) 個人所得とその処分 (個人勘定)……………	第2表
			(2) 財政収支 (財政勘定)……………	第3表
			(3) 海外収支 (海外勘定)……………	第4表
付表	(4) 総貯蓄と総資本形成 (貯蓄投資勘定)……………	第5表		
	(1) 産業別国民所得……………	第6表		
	(2) 分配国民所得……………	第7表		
		(3) 国民総支出……………	第8表	

上記に示される各勘定および付表の意味・役割や構成内容について、その概要を述べれば、つぎのようである。

(1) 「国民総生産と総支出」—第1表

この勘定は、本来国民経済の総合生産勘定として、国民所得の生産面(ないし分配面)と支出面のバランスを示すものであり、現行の形式では、国民総生産と国民総支出とを受払の見合いのかたちで示している。

これは国民経済の活動を全体について最終的に要約したかたちで示すもので、(2)以下に述べる各個別勘定を総合することにより、国民経済全体についてとりまとめられる総括勘定にあたるものである。

この勘定の受取側に示される国民総支出は、国民の生み出した最終生産物の取得のための支出、観点をかえれば売上の面を示すのに対し、支払側に示される国民総生産(費)はその最終生産物の生産に要した費用の面を示すものである。概念上の範囲と評価基準を等しくするときは、両者の推計値は理論上一致すべきものである。しかし実際の推計のうえでは国民総支出は通常市場価格

表示による総概念としてとらえられるので、それを基準として国民総生産とをバランスさせるためには、国民総生産もまた市場価格表示による総概念のものとしてとらえる必要がある。このような関係から、国民総生産の構成項目は、要素費用で測定される国民所得を主要項目とし、そのほかにこの国民所得と上記の国民総支出との間の調整の役割を果たす純間接事業税（間接事業税一補助金）および資本減耗引当とからなっている。

国民総支出と国民総生産とのバランスは、理論上からいえば、上記の諸項目によって当然成立すべきものであるが、推計の実際面においては、両者の各構成項目それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるために、どうしても計数上若干の不一致はまぬがれない。そのため統計上の誤差や脱漏にもとづくと思われる受払の差額をとくに「統計上の不突合」として、国民総生産の側に計上し、計数上の一致をはかることとなっている。

なお、この統計上の不突合を国民総支出の側に計上しないで国民総生産の側に計上することとなっているのは、両者の推計結果の精度の高低についての判定によるといった特別の理由からではなく、むしろ国際的慣行に従っているものといえる。

(付) 総供給と総需要

国民総生産と総支出の勘定から、その構成内容を若干組み替えることにより、総供給と総需要の勘定が容易に導き出せる。

すなわち、国民総生産と総支出の勘定の受取側から、国民総支出の控除項目としての構成内容である「輸入と海外への所得」を支払側に移して、国民総生産に加えると、その合計額は「国民総供給」となり、受取側に残された諸項目すなわち「個人消費支出」、「国内民間総資本形成」、「政府の財貨サービスの購入」および「輸出と海外からの所得」を合計したものは、「国民総需要」となり、両者は当然にバランスすることとなる。

国民経済の変動の要因や形態を記述するには、この需給バランスの方が国民総生産と総支出のバランスよりも比較的分かりやすい面もあるので、国民所得分析においても、この需給バランスのかたちでの分析がよく利用されるように

なった。

(2) 「個人所得とその処分」—第2表

この勘定は、たんに個人勘定とも呼ばれ、個人部門の経常収支を総合してあらわしたものである。ここにいう個人とは、生産諸要素を提供する居住者のうち、通常いわれる個人（家計）ばかりでなく、個人にサービスを提供する非営利団体や、さらに個人企業も含まれている。したがって、ここにとりあげられる個人所得はいわゆる混合所得としてとらえられたものである。

この勘定の受取側に計上される個人所得は、個人が一定期間中に実際に受取った所得を所得税等の直接税的負担の控除前でとらえたものである。つまりこの場合の個人所得は、国民所得が「発生主義」でとらえられるのに対し、とくに「受取主義」でとらえられることになっており、その内容については、分配国民所得の面でとらえられる個人部門関係の所得に対し、振替所得の追加計上や社会保険負担の控除がなされている。これは、個人部門を主体としてみる場合、発生主義でとらえられる所得よりも受取主義でとらえられる所得が個人部門の購買力をよりよく反映するなどの理由によるものである。

したがって、この勘定の受取側にあげられる個人所得の構成項目としては、分配国民所得の構成項目のうち個人部門に属する「勤労所得(発生)」、「個人業主所得(発生)」、「個人賃貸料所得」、「個人利子所得」、「海外からの純所得」、および「消費者負債利子」(控除項目)が計上され、ついで別の部門で発生した所得で、個人の受取となる「個人配当所得」や「振替所得」が計上され、最後に上記の勤労所得(発生)、個人業主所得(発生)に含まれる「社会保険負担」を控除項目として計上し、受取主義による個人所得総額が求められるよう調整ははかられている。

つぎに、この勘定の支払側に示される所得の処分面の構成項目は、「個人消費支出」、「個人税および税外負担」、「海外への純送金」および「個人貯蓄」の4項目からなっている。上記の個人貯蓄以外の3項目は、それぞれ後に述べる国民総支出、財政収支、海外収支でとらえられるものが、そのままここに計上される。そして、その3者の合計額を個人所得の総額から差引いた残りが国内に

における個人純貯蓄として求められ、この個人貯蓄の項に計上される。つまり、この個人貯蓄は残差計算により間接的に求められているわけである。

なお、個人所得から個人税および税外負担を差引いたものをとくに個人可処分所得と呼び、この勘定表の欄外に計上されているが、個人部門の所得に対する消費や貯蓄の割合を求める場合などには、通常この個人可処分所得を基準として、それに対する消費や貯蓄の割合が用いられている。

(3) 「財政収支」—第3表

この勘定は、「財政勘定」または「政府勘定」とも呼ばれ、財政の経済活動を収入と支出のバランスとして集約したものである。もっとも、財政の収支といっても、対民間のみをとりあげる国庫収支や財政による投融資のみをとりあげる財政投融資勘定などいろいろのものが考えられるが、ここでとりあげられるものは、わが国の国民所得の形成に直接関係のある面においての、対国民経済全体の財政収支である。いいかえれば、この勘定は国（中央政府）および地方公共団体（県市町村などの地方政府）による財政活動を受払の形式で要約した政府の経常勘定であり、その構成内容は民間経済との交渉を明らかにして、国民経済の運営に対する政府の役割を分析することができるようにしくまれている。

この勘定の構成内容についてみると、収入側は、「個人税および税外負担」、「法人税および税外負担」、「間接事業税」、「官公事業利余等」、「社会保険に対する負担」、「政府の負債利子」（控除項目）からなっている。そのなかで、官公事業利余金等は政府によるただ一つの生産取引による所得の受取である。つぎに支出側は、「政府の財貨サービス経常購入」、「振替支出」、「補助金」、「海外への純支出」および「政府経常余利」の5項目からなっている。その最後に計上される政府経常余利は、それ以外の4つの支出項目の合計額を収入総額から差引いた残りとして求められるもので、前述の個人勘定の場合でいうと、個人貯蓄に相当し、いわば政府貯蓄というべきものである。また、政府の財貨サービス経常購入は投資支出を含まない経常支出に限定されるもので、個人勘定の場合における個人消費支出に相当するものである。振替支出は、たとえば、

恩給年金、生活保護費、各種社会保険の給付金など政府が反対給付を受けないで、個人（家計）に対し一方的に支出するもので、主として社会保障的な立場に立ち、所得分配上大きな役割を果たすものである。これは個人勘定の受取側で同額が移転所得として計上されることは、前述のとおりである。補助金は、政府が企業に交付する価格差補給金や損失補償金などの経常勘定上の補助金に限られるもので、つまり、企業の所得に含まれて分配所得に算入されているものである。海外への純支出は対外援助物資などの政府純贈与として海外へ支払われる一方的移転支出である。

(4) 「海外収支」—第4表

この勘定は、「海外勘定」とも呼ばれ、わが国の経済と海外の経済との間に発生する経常的な取引を収支のバランスに要約したものである。この勘定の収支についての見方は海外部門を主体としてみた立場に立つもので、わが国の側からみる場合と逆の見方になっている。つまり、海外の受取はわが国の支払であり、海外の支払はわが国の受取を表わしている。

この勘定の支払側（わが国の受取）は「財貨サービスの輸出」、「海外からの所得受取」、および「海外人本邦内消費」とからなっており、受取側（わが国の支払）は「財貨サービスの輸入」、「海外への所得支払」、「本邦人海外消費」および「経常海外余利」からなっている。

この経常海外余利は、上記のように、経常的な取引の受払の差引残額として求められるもので、さきに述べた個人勘定の個人貯蓄、政府勘定の政府経常余利に相当するものである。また、この経常海外余利は、別途「国際収支表」上の経常勘定から求められる国際収支差から、たとえば対外援助物資などの政府純贈与（政府純支出）および個人送金純受取といった一方的移転支出を差引くことによっても求められる。

(5) 「総貯蓄と総資本形成」—第5表

この勘定は、たんに「資本勘定」とも呼ばれ、国民経済を構成する一つの機能的な部門として擬制される資本部門への追加を示す貯蓄投資勘定であって、各経済部門が国民資本の増加に対してどのように寄与したかを、物的投資とそ

の源泉としての貯蓄との両者のバランスとして、要約して示したものである。

この勘定の受取側には、すでに上記の諸勘定において述べたような、各経済部門の純貯蓄を示す「個人貯蓄」、「法人留保」、「政府経常余剰」に加えて各経済部門にまたがる「資本減耗引当」が、さらに控除項目として「国際収支差」が計上され、それらの合計額は国内における総貯蓄を示すことになっている。それに対し、支払側には、国内における総資本形成が民間部門と政府部門との両者に分けて計上されている。

この総貯蓄と総資本形成のバランスは、本来以上に述べられた諸項目によって両者のバランスが理論上成立すべきものであるが、各部門の貯蓄がそれぞれ収支の差引残額によって算出されていることと関連して、総括勘定の項で述べた国民総生産と国民総支出のバランスにおける「統計上の不突合」がこの勘定の総貯蓄の側にすべてシワ寄せされることになっている。したがって、貯蓄・投資勘定のバランスが計数的に成立するためには、貯蓄の側の構成項目として、「統計上の不突合」を加えることが必要となっている。

(6) 「産業別国民所得」・「分配国民所得」・「国民総支出」—第6,7,8表

わが国の国民所得勘定においては、上記の勘定形式によるもののほか、国民所得の循環形態としての生産、分配、支出の3面を示す産業別国民所得、分配国民所得、支出国民所得の3つの付表が設けられている。

これらの国民所得の各系別およびそれらの構成項目は上記の国民所得の諸勘定を構成するための基礎となっているものである。

しかしながら、それぞれの意味や構成内容については、V勘定項目の定義と推計方法の箇所でも詳細に述べられているので、ここではそれらの参照に譲ることとする。

2. 現行勘定体系の問題点と改善整備

わが国の国民所得勘定は終戦後の発展の当初においては、もっぱら米国方式にならって出発し、国連標準方式をも可能な限りとり入れながら、昭和25～6年ごろその原型が固められたものである。その後国連標準方式の部分的改訂とくにエカフェ方式の提案にできるだけ即応するとともに、他方わが国の経済

構造やその発展段階に適応し、また推計に利用される基礎統計の実情にも対応するように考慮が払われながら、漸次体系を整えてきたものである。

しかしながら、わが国現行の国民所得勘定はわが国の統計事情の諸制約によって、現在なお体系的に十分組織立てられるに至っていないため、種々改善すべき問題点が残されている。

一方、各国の国民所得推計の一応の基準となっている国連標準方式も、各国の国民所得推計の発展にともなって、かなり根本的に改訂すべき要請が近年を追って強まるに至り、国連事務局を中心とし、さらにOECDなどの関係国際機関も加わって、世界的規模による改訂の機運が推進されるに至った。そのなかでも、とくに先進国においては、国民所得勘定の改訂の基本方向として、たんに国民所得勘定それ自身の範囲に限定された観点からにとどまらず、近年いちじるしく発展をみている他の社会勘定すなわち産業連関表、マネーフロー表、国民資本勘定および国際収支表などとの接合による国民経済計算の体系化の観点を加えて、国民所得勘定の改善拡充が意図されるに至った。

わが国においてもまた、このような機運に即応し、経済企画庁において、昭和34～36年度にかけて「国民経済計算調査委員会」が組織され、ついで昭和38～39年度にかけて「国民経済計算審議会」が設置せられ、国民所得勘定を中核とする国民経済計算の統合が鋭意推進されつつある。そして、すでに昭和39年5月に、国民所得勘定と産業連関表との統合を目的とした国民所得勘定の新方式とそれによる昭和35年についての新推計計数が、上記国民経済計算審議会により中間的な答申として報告されているが、その後さらに慎重な審議検討が加えられたうえ、昭和39年度末までには、国民所得勘定の改訂に関する最終答申が行なわれることになっている。

この最終答申が採用されたのちにおいて、わが国の国民所得勘定は勘定体系のうえでも、推計計数のうえでも、大幅の改善が行なわれるとともに、国民経済計算の統合の方向に沿った画期的な整備拡充が行なわれることとなる。

(参考) 勘定と表の見方

わが国の現行国民所得勘定は、以上にみてきたように、勘定形式を中心とし

てかなり複雑なしくみをもった統計諸表からなっている。

そのため、これらの統計諸表を利用するにあたっては、勘定体系のしくみや関連諸表の構成の詳細について具体的な理解が必要である。このような理解に導くために、現行国民所得勘定の各勘定表には、すべての構成項目にそれぞれの対応項目ないし関連項目との間の相互関連を示すための一連の関連番号がつけられている。

したがって、実際の利用のうえから、国民所得の諸勘定表やそれらに計上されている諸項目を通して、国民所得勘定のしくみを体系的にとらえ、それによって国民所得の循環を各面にわたって矛盾なくとらえるためには、上記の関連番号を追うことによって、各構成項目の概念や相互関連の理解をすすめることがもっとも効果的であり、また必要であると考えられる。

V 勘定項目の定義と推計方法

この章では、前章で述べたわが国現行の国民所得勘定を構成する諸勘定や付表のしくみに従って、それらの勘定や付表を構成する諸項目の定義や推計方法について、個々に説明する。

第1表 国民総生産と総支出

国民総生産と総支出の勘定は、前章において述べたように、各個別勘定および付表を総合整理することによって作成される総括勘定であるので、それを構成する諸項目のほとんどは個別勘定か付表のいずれかに主要項目として計上されている。

そこで、それらの各勘定項目の定義や推計方法については、以下個別勘定ないし付表の説明の関連のところ述べることにし、ここでは、総括勘定の構成上とくに述べるべき3つの項目、すなわち「国民総生産(費)」、「国民所得」および統計上の不突合の定義についてのみ述べることにする。

国民総生産(費)

国民総生産と総支出の勘定の支払側の合計としてあげられている「国民総生

産」は「国民総生産費」と呼ぶべきものであって、国民が一定期間に生み出した最終生産物の生産に要した費用の額を示すものである。したがって、この「国民総生産費」は最終生産物の売上面を示す「国民総支出」の額と一致すべきものである。

「国民総生産」と呼ぶ場合、上記の国民総生産費をさす狭義の場合と、生産、支出のいずれの面を問わず、最終生産物としてとらえられる価値総額を総合するという広義の場合とがある。

通常、「国民総生産」は GNP (Gross National Product); 「国民総支出」は GNE (Gross National Expenditure) と略称されている。

国民所得

国民所得はもっとも簡単にいえば国民が一定期間に生み出した純生産物の価値のことである。この価値が一般に「所得」ということばでいいあらわされるのは、純生産物の価値がその生産にさいして使用された生産諸要素の所得(地代、賃金、利潤など)として分配されたものに等しいからである。

「国民総生産と総支出」の支払側に計上されている国民所得は「分配国民所得」について計測された計数がとられているが、その意味は上記の国民総生産費の構成項目として計上されているものである。

なお、国民所得は要素費用で評価されることは随所に述べるとおりである。

統計上の不突合

これについては、前章で総括勘定のしくみを述べる際に、ややくわしく述べたので、ここでは再述を避けるが、これを算式で示せば、国民総支出—(国民所得+資本減耗引当—補助金+間接事業税)として求められ、「国民総生産と総支出」の勘定の支払側に計上され、バランス項目の役割を果している。

国民総生産と総支出の勘定の作成手続

この勘定の意味、役割、構成については、IVわが国の国民所得勘定の章で説明したとおり、国民の生み出した最終生産物の価値を費用と売上面のバランスとして、国民経済全体について総括して示したものである。

したがって、この勘定の作成は、国民所得勘定全体の作成の手続からい

ば、もっとも最後に行なわれる。すなわち、国民所得勘定の作成の順序を大きく分けると、まず、国民所得の循環の各面をとらえるものとして、付表の作成から着手される。すなわち所得の分配面を示すものとして第7表分配国民所得が、所得の支出面を示すものとして第8表 国民総支出が推計され、ついで、所得の生産面を示すものとして第6表 産業別国民所得が分配国民所得の組替えによって推計される。

(注) 国民所得の生産面を直接に推計したものを「生産国民所得」と呼び、「分配国民所得」の組替えによって産業別に国民所得の生産面を示すものをとくに「産業別国民所得」という。本来、国民所得の生産面は生産国民所得によってとらえられるべきであるが、これは資料の関係から推計が時期的に遅れること、また推計結果の精度が相対的に低い面もあるということなどのために、これまでのところ別途試算として行なわれることとなっている。

つぎに、それらの付表の構成項目のうちに関連項目をとりまとめて、各個別勘定が作成される。その際各個別勘定の構成項目には付表の構成項目がそのまま利用されるか、または所要の組替えを行なったものが利用される。そして、それらの各個別勘定および付表の構成項目のなかから、「国民総生産と総支出」の勘定を構成する諸項目をとりまとめて、この総括勘定を作成する。

そこで、この勘定の作成の具体的な手続について順序を追って述べれば、つぎのとおりである。

まず後述の第8表でとらえられた「国民総支出」の総額を受取側の合計に計上し、そしてそれと同額を支払側の合計に計上し、「国民総生産」とする。

受取側の構成項目については、「個人消費支出」は第2表 個人所得とその処分の同項目（これは第8表 国民総支出の「個人消費支出」に同じ）を、「政府の財貨サービス経常購入」は第3表 財政収支の同項目を、「国内総資本形成」は第5表 総貯蓄と総資本形成の同項目を、「輸出と海外からの所得」および「輸入と海外への所得」は第4表 海外収支の同項目を計上する。これら諸項目は第8表 国民総支出の構成項目と全く同一であるか、あるいは一部組替えを行なったものにも相当する。したがって、上記諸項目の合計は「国民総支出」に当然一致するものである。

つぎに、支払側の構成項目については、まず第7表でとらえられた「分配国民所得」と同額を「国民所得」として計上し、この「国民所得」と「国民総生産」との概念上の範囲および評価基準の相違についての調整項目としてかかげられている「間接事業税」、「補助金」(控除項目)については、第3表 財政収支に示されるそれらの項目を、同じく「資本減耗引当」については、第5表 総貯蓄と総資本形成の同項目を計上する。そして、上記の諸項目の小計と国民総生産の差額を「統計上の不適合」として、支払側の最後の項目に計上する。この「統計上の不適合」は第5表 総貯蓄と総資本形成の同項目と計数的にも一致対応するものである。

このようにして、国民所得の循環を総合的に要約してとらえた総括勘定が個別勘定との接合を保ったかたちで作成されるわけである。

しかしながら、国民所得勘定の作成の実際について特記すべきことは、以上に述べたような付表の作成から、個人勘定の作成、総括勘定の作成に至る過程は手続の一顧を示したのに過ぎないのであって、もっとも典型的な加工統計である国民所得勘定が受払のバランスのとれた精度の高いものとして作成され、公表されるに至るまでには、以上述べたような手続が幾回となく繰り返され、それによって各構成項目それ自身の精度、各個別勘定のバランスや精度の検討が個別に加えられながら、最終的には国民経済全体の立場から国民総生産と総支出のバランスや精度が総合的に検討・追求されていることである。このことは総括勘定の作成のうえに典型的にあらわれてくる国民所得勘定作成上の特徴である。

なお、この総括勘定としての「国民総生産と総支出」の勘定を構成する諸項目の定義や推計については、以下の各個別勘定や付表の説明においてとりあげられる。

第2表 個人所得とその処分

個人所得(支出)

個人所得は、勤労者や個人業主をはじめ、土地・預金・有価証券などの個人財産所有者などが一定期間に実際に受取った所得(個人税および税外負担を含